

診療報酬明細書等の開示に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、診療報酬明細書等の開示に関し、伊勢原市個人情報保護条例（平成19年伊勢原市条例第9号。以下「条例」という。）及び伊勢原市個人情報保護条例施行規則（平成19年伊勢原市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保険医療機関等への意見照会)

第2条 市長は、条例第18条に基づき開示請求された保有個人情報のうち、当該請求者に係る診療報酬明細書等を開示する場合には、当該診療報酬明細書等を発行した保険医療機関等に対し、開示することにより本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障を生ずるおそれがないかについて意見照会するものとする。ただし、条例第17条第3項各号に規定するものを除く。

2 前項の規定により意見を求められた保険医療機関等は、意見内容について主治医の判断を求めるものとする。

3 第1項に規定する意見照会は、当該診療報酬明細書等を発行した保険医療機関等に対し、診療報酬明細書等の開示について（照会）（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 診療報酬明細書等の開示について（回答）（第2号様式）

(2) 開示請求のあった診療報酬明細書等の写し

4 前項に規定する意見の照会について、市長が別に定める回答期限を経過しても当該保険医療機関等から回答がない場合は、診療上支障がないものとし開示するものとする。

5 診療報酬明細書等のうち、調剤報酬明細書を開示する場合は、当該請求者の同意を得た上で、当該調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対して開示した旨を通知するものとする。

附 則

この告示は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

伊 第 号
年 月 日

殿

伊勢原市長



診療報酬明細書等の開示について（照会）

平素から、伊勢原市国民健康保険事業の運営に御理解、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、診療報酬明細書等については、診療上の支障が生じない場合には、個人のプライバシー保護に十分留意しつつ受診者等へ開示することとしています。

つきましては、次のとおり診療報酬明細書等の開示請求がありましたので、別添の診療報酬明細書等を開示することにより、本人が傷病名を知った場合に診療上支障が生じるか否かについて、主治医等に御確認いただきたくお願いします。

御回答に当たりましては、別紙「診療報酬明細書等の開示について（回答）」により、年 月 日までに御回答くださるようお願いいたします。

回答書中、開示の適否については、当該診療報酬明細書等を開示しても本人の診療上支障が生じない場合については「開示」、開示することにより診療上支障が生じる部分を伏して開示する場合については「部分開示」、当該診療報酬明細書等を開示することにより診療上支障が生じる場合については「不開示」と区分しています。

また、部分開示の場合につきましては、不開示部分をマジック等で消し込んでその写しも送付してください。

なお、回答期日までに御回答（御連絡）がない場合につきましては、診療上支障がないものと判断し、請求者に対して当該診療報酬明細書等を開示する旨申し添えます。

受付日	依頼者	依頼者名	受診者名
年 月 日	1. 本人 2. 法定代理人 3. 弁護士		(フリガナ) -----

診療年月	診療報酬明細書等区分
	1. 医科入院 2. 医科入院外 3. 歯科 4. 調剤 5. その他

事務担当は、
電話

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

伊勢原市長

殿

保険医療機関等名

印

主治医名

印

診療報酬明細書等の開示について（回答）

年 月 日付け伊 第 号で照会のあった 様に
係る標記の件について、次のとおり回答します。

診療年月	開示の適否の区分	診療報酬明細書等区分
年 月診療分	1. 開示 2. 部分開示 3. 不開示	入. 外. 歯. 調. 他
年 月診療分	1. 開示 2. 部分開示 3. 不開示	入. 外. 歯. 調. 他
年 月診療分	1. 開示 2. 部分開示 3. 不開示	入. 外. 歯. 調. 他
年 月診療分	1. 開示 2. 部分開示 3. 不開示	入. 外. 歯. 調. 他
年 月診療分	1. 開示 2. 部分開示 3. 不開示	入. 外. 歯. 調. 他
年 月診療分	1. 開示 2. 部分開示 3. 不開示	入. 外. 歯. 調. 他
年 月診療分	1. 開示 2. 部分開示 3. 不開示	入. 外. 歯. 調. 他
年 月診療分	1. 開示 2. 部分開示 3. 不開示	入. 外. 歯. 調. 他
年 月診療分	1. 開示 2. 部分開示 3. 不開示	入. 外. 歯. 調. 他
年 月診療分	1. 開示 2. 部分開示 3. 不開示	入. 外. 歯. 調. 他

なお、部分開示の場合には、不開示部分を消し込んだ診療報酬明細書等を添付しております。